

生物多様性保全に関する円卓会議

2010年1月12日

議長サマリー

共同議長 宮崎 正浩、藤田 香

2010年1月12日、国連大学エリザベス・ローズホールで「生物多様性保全に関する円卓会議」が開催された。この会議では、日本の生物多様性保全に関連する活動を行っているNGO、企業、政府、研究者が参加し、これからの世界での生物多様性保全に向けた日本の役割と、政府、企業、市民の協働のあり方について討議した。円卓会議のメンバーは別紙のとおりである。この文書は、円卓会議の議論の成果を広く世界に発信するために2人の議長が作成した要約である。

1. 日本の視点からの生物多様性保全の課題

円卓会議の討論に先立って、国連大学の武内副学長の開会挨拶及び東京工業大学の原科教授の基調講演が行われたが、この中には円卓会議が議論するテーマについて以下のような重要な示唆が含まれていた。

1-1. 生物多様性保全の意義（国連大学武内和彦副学長）

日本ではかつては人と自然の関係は調和していた。その典型的な姿が里山である。しかし、食料や木材が海外から大量に輸入されるようになり、里山は人の手が入らなくなって荒廃した。また、自然を改変する開発行為によって自然が減少・劣化した。

これからは、人と自然との望ましい姿を考える必要がある。自然を改変する開発は、十分な環境アセスメントを行い、自然を復元する仕組みを導入する必要がある。このことによって、開発は、自然を破壊するのではなく、逆に、自然を豊かなものにするようにすべきである。日本の里山は、自然と人間が共生する良い事例である。

日本における里山と同じように、自然と人間との共生を自主的に進めようとする例が、世界各地である。

しかし、自然と人間が調和するための活動は、自主的な取り組みではなく、ルール化しなければならないと考えられる。里山のような伝統的な知識を生かして、自然を新たなコモンズとして管理する組織が必要である。また、その中では、開発と自然保護が対立するのではなく、開発ではアセスを行い、自然は復元させるという仕組みを作ることが重要である。

1-2. 戦略的環境アセスメント（SEA）と国際協力における環境社会配慮（東京工業大学原科幸彦教授）

環境アセスメントは、土地利用計画に直接関係するものであり、土地利用は生物多様性の保全に大いに関係する。しかし、環境アセスの実施は、中国では年間 30000 件行われているが、日本では、20 件と極めて少ない。これは日本では大規模事業のみがアセスの対象となっているためであり、累積的な影響には対処できていない。また、日本では事業の実施段階でのアセスメントであるために、計画の大幅な変更や中止ができない。さらに、日本ではアセス件数が少ないために、一般の市民のアセスに対する理解も不十分であり、市民の中では、アセスは開発事業を止めるためにあると思っている人が多い。環境アセスは、本来、事業をより環境によいものにしていくためのものである。

しかし、日本ではアセスの良い事例がある。名古屋市の藤前干潟の開発は中止となり、都市近郊の干潟が保全され、ラムサール条約に登録された。このことは国際的に非常に高い評価を得た。また、愛知万博の計画では、情報を公開した自主的なアセスを実施した結果、当初計画を変更し、「海上の森」と呼ばれる里山の開発は最小限となった。

現在、日本では戦略的環境アセスメントは、政府の指導ベースで行われている。かつて日本では環境アセスメントが行政指導ベースで行われていたが、1997年の環境影響評価法の成立によって法制化され、開発の意思決定に環境配慮がされるようになった。このことを見ても、戦略的環境アセスメントは、法制化することが極めて重要であろう。

2. 世界の生物多様性保全政策のあり方（第1セッション）

第1セッションでは、世界の生物多様性を保全するためには日本は何をすればよいのかについて、特に、最近世界的に注目されているノーネットロス政策と生物多様性オフセットを中心に議論した。

2-1. 生物多様性のノーネットロス政策

ノーネットロス政策は、開発事業が生物多様性へ与える影響を、回避、最小化し、その後に残る影響は他の土地での生物多様性を保全する代償ミティゲーション（生物多様性オフセット）を行うことによって、その影響をネットでゼロとする（ノーネットロス）またはネットでプラスの影響とする取組である。この政策が、近年、新たな生物多様性保全の方法として世界的に注目を浴びている。

東京都市大学の田中章准教授は、かつてカルフォルニア州で実施した、河川林及び湿地を開発する開発事業の代償ミティゲーションとして、同じ河川流域のかつて氾濫原だった場所が 100 年前の農地開発後トマト畑になっていたところを昔の三日月湖を含む河川生態系に復元するプロジェクトを紹介した。このプロジェクトでは、環境アセスメントにおい

てその情報が公開され、地域住民が親子で復元事業に参加するなど、地域市民と密着した形で実施された。トマト畑である代償ミティゲーション用地は、その地域の広域的土地利用計画の中で自然に戻すべき場所とされた地域であった。このように代償ミティゲーションは長期の広域的土地利用計画と戦略的環境アセスメントと密接に関係して形成されるべきである。

このような開発事業における不可避の影響を代償し、ノーネットロスを実現する代償ミティゲーション、即ち、生物多様性オフセットは、40カ国以上で導入されている。最近の国際社会では、損失を100%補償するノーネットロスにとどまらず、さらにプラスを得るネットゲインを志向する傾向がある。

日本でノーネットロス政策を導入する場合に、代償サイトとして、近年放棄されている里山の薪炭林や水田の保全、公共団体のいわゆる塩漬け土地を利用することも一案である。

以上の議論の結果、円卓会議では、日本においても、保護価値の高い貴重な生息地の開発は回避されること、影響の回避や最小化を優先させることを前提として、代償を義務化することによってノーネットロスを目指すことが重要であるということが共通認識となった。もちろん、それに先立って、諸外国での法制度やノーネットロスを評価するための定量的なその測定方法の調査は必要である。

2-2. 開発途上国における生物多様性保全

マレーシアやインドネシアなどでは、熱帯林が伐採され、アブラヤシの大規模なモノカルチャーが誕生している。このような森林伐採の結果、泥炭地からの温室効果ガスの排出を含めると、スマトラ州だけでも日本の温室効果ガスの年間排出量と同じ量の温室効果ガスの排出となっていると指摘されている。また、現地社会や先住民族は食材や建材、薬草、樹液などを森林に依存しているが、森林破壊によってこれらが失われている。この結果、先住民族の抗議行動が増えている。森林減少、劣化の要因は商業伐採であったり、インフラ開発であったり、違法伐採であったり、要因はさまざまであるが、違法伐採による木材が流通する国際市場の問題が指摘され、世界中から資源を輸入する日本には買い手として違法伐採による木材を調達しない努力を行う責任があることが指摘された。

また、鉱山開発では、その一部の開発は、開発途上国の保護価値の高い自然生態系で行われている。

日本の住友商事の子会社であるヌサ・テンガラ・マイニング社は、米国鉱山会社であるニューモント社と合弁でインドネシアのバツヒジャウ鉱山を開発している。しかし、ここでは、鉱山活動から生じる有害な排水は工場の工程へ循環利用し河川に排出しないようにし、また、鉱山跡地の復元（緑化）を鉱山活動と並行的に行うことで生物多様性への影響の最小化に努めている。また、鉱山活動とは関係しない地域の生物多様性保全（ウミガメの保護）などを現地社会と協力して進めている。このような取り組みは、企業の自主的な

取組みとしてのベストプラクティスであろう。ただし、このような取組みは企業にとっての経済的負担となるが、そのような取組みを行っているからと言って、当該企業の製品が市場の中でユーザーが高く買ってくれるわけではない。市場の中で競争するためには、そのコストは企業内で吸収せざるを得ない。このため、企業の自主的な取組みのみでは限度があるため、貴金属やダイヤモンドで既に取組があるような認証制度を導入し、認証品については優先的に消費者が買ってくれるような仕組みが必要だとする意見が出された。

また、日本国内では目指すことが重要とされたノーネットロス政策を日本の ODA において導入する考えについては、日本の関与が継続している間は、自然の保護が実現したとしても、日本の関与が終了した後についてはその自然保護の約束が守られないことも想定されることが指摘された。

これについては、ある参加者からは、世界銀行はもちろんのこと、民間銀行が行う融資でも、「赤道原則」により、保護価値の高い生態系の開発は避けることが明記されており、これは国際的なルールとなっているが、実際にはルールどおりに行われるかどうかについては十分なチェックが必要であるであろうとの指摘があった。さらに、生物多様性オフセットを検討するにしても、途上国のガバナンスがしっかりしていない限り、保護区、保全区は機能しないことに留意すべきである、という指摘があった。

2-3 開発途上国における自然と人間との共生

国連大学の武内副学長の開会挨拶において述べられたように、日本における里山と同じように、自然と人間との共生を自主的に進めようとする例が、世界各地である。

アジアの山岳辺境地域の一つであるインドのシッキム地域では、伝統的な農業を守りながら自給自足を続けているが、インフラ不足などの問題を抱えている。自然や伝統的な生活をどのように守りながら、地域の発展をどのように図っていくかが大きな課題である。現在、国連大学などによって、地域の文化や資源をもとにどのような開発を目指すべきかというボトムアップの研究がされているが、このような取組みは、日本における里山保全に通じるものがある。

3. 生物多様性保全のための市民・消費者の役割（第2セッション）

第2セッションでは、日本企業が本業で海外から資源を購入する際に生物多様性保全にどのように配慮しているか、それに対して消費者はどのような観点から商品を選べばよいか議論された。

3-1. 企業の生物多様性配慮の取組み

積水ハウスは、住宅用建材として使用する木材について、合法性や生物多様性、地球温暖化、地域社会に配慮した独自の「木材調達ガイドライン」を、国際環境 NGO FoE Japan の協力を得て、策定した。「絶滅が危惧される樹種か」など 10 の評価項目を設けてそれぞ

れを採点し、取り組みを“見える化”している。主要な木質建材サプライヤー約 60 社にガイドラインの説明会を実施し、調達指針や今後の調達方針などを伝えた結果、フロア芯材の森林認証材への変更や国産材の採用などが着々と進んでいる。合計点に応じて S、A、B、C の 4 ランクで評価しているが、S ランクの木材の比率が 1 年間で 30% から 41% に向上した。絵本を作り、一般消費者への普及啓発も進めている。

フェアトレードに取り組むピープル・ツリーは、対等な国際貿易や、生産者の権利の保障、持続可能な発展を促す活動を推進し、アジア、アフリカ、南米の約 15 カ国、50 団体が手作りで生産した、自然素材を活かした衣料品やアクセサリ、食品、雑貨などを扱っている。ピープル・ツリーも加盟する WFTO（世界フェアトレード機関）が定めるフェアトレードの 10 の基準の一つには「環境配慮」がある。生物多様性の側面では、オーガニック農法や土壌が劣化しない農業など持続可能な生産を支援している。例えばコットンの生産には通常、農薬を使うが、虫に耐性ができて農薬にコストがかかり、負債を抱えて自殺に追い込まれる途上国の農家がいる。フェアトレードではプレミアムを払って無農薬のオーガニック・コットンを支援している。それにより、農家の健康だけでなく、地域の環境や生態系が守られる。伝統的なノウハウを用いた手作業での生産で、文化の多様性も守られる。こうした取り組みをセミナーやファッションショーなどイベントを通して消費者に伝えている。

日本生活協同組合連合会は、有機栽培や特別栽培農産物、MSC 認証の水産物、トキをはぐくむお米を販売している。洗剤製造の子会社コープクリーンは、パーム油の生産と環境の両立を考える RSPO（持続可能なパーム油のための円卓会議）に加入している。生協組合員である消費者と一緒に河川の水生物調査や干潟の調査を実施したり、漁協と協同で魚付き林の植林活動、米の産地と協同で田んぼの生き物調査などを実施している。費用は、レジ袋有料化の代金などをあてている。暮らしのなかで市民に生物多様性保全のプログラムをどう進めてもらうか、普及啓発が課題として残るといふ。

世界では毎年 1300 万 ha の森林が減少している。日本の木材の 8 割は外材で、そのうち 10～15% が違法材だと推測されている。地球・人間環境フォーラムは、森林環境と地域社会に配慮した木材を「フェアウッド」として、その利用を広める活動を展開している。再生した木材製品、廃材、合法材、国産・地域材、地域住民が管理するコミュニティー材、森林認証材が、フェアウッドにあたる。フェアウッドの調達は日本企業にも広がり始めており、積水ハウスの木材調達ガイドラインはその 1 例だ。買い手側の EU や日本では政府調達方針を導入し、米国では 2008 年にレーシー法（野生種を保護する法律）を改正して違法材を水際で制止する措置をとった。しかし生産側である途上国では、依然としてガバナンスの問題など、フェアウッドを推進する上で大きな課題がある。そのため、買い手側の企業などには現地木材サプライヤーが信頼できるかなどのチェックが依然として必要だ。

3-2. 消費者とのコミュニケーション

こうした企業の生物多様性配慮の努力も、消費者に伝わらなければ意味がない。伝える手段の1つが環境ラベルだと、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会は指摘する。とはいえ、環境ラベルが付いた製品はまだ少なく、環境ラベルの存在を知らない消費者も多い。企業はコミュニケーションをとり、消費者教育を図ることが大切だ。量販店の責任も大きい。スウェーデンのお店にはフェアトレード製品を並べた棚があり、まとまってあるため目に付きやすい。日本ではイケアやニトリなど家具量販店に生物多様性配慮の環境ラベルの表示がないのが残念だ。企業は製品の後ろにある、生物多様性に配慮した「物語」をもっと語るべきである。

一方、消費者は、資源調達の現場から製造現場、廃棄まで、製品のライフサイクル全般に関心を持つことが重要だ。日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会は薄型テレビ、電球型蛍光灯、携帯電話、紙おむつ、コーヒーのライフサイクルの現場を見学し、グアテマラでレインフォレスト・アライアンスやグッドインサイドのコーヒーの認証農園を見学した。こうした努力が製品への理解を助けると主張した。

3-3. グリーン購入の重要性

国等の公的機関が率先して環境負荷の低減に資する製品等の調達を進めるグリーン購入法が、2000年に施行された。国等の調達で、グリーン購入法に基づく基本方針に判断の基準が定められた物品等のうち9割以上の品目（公共工事分野の品目を除く）において、95%以上の割合で判断の基準を満たす物品等が調達されている。同基本方針は2006年2月に見直され、木材を使用した製品について、合法性の確認された物品等を調達することとされた。しかし、建材では中間業者が多く、その証明が難しい。また、現地法で合法であっても、生物多様性に配慮していないとNGOが指摘するケースもある。このため、企業は独自の木材調達ガイドラインを策定したり、森林認証材を利用するなどの取り組みを始めている。

紙については、古紙配合率偽装問題を受けて2009年4月にグリーン購入法の紙の判断基準が見直された。コピー用紙には「総合評価指標方式」が導入された。古紙の配合率を70%以上とし、残りのパルプは森林認証材や間伐材、生物多様性等に配慮した持続可能性を目指した原料にすることが定められた。環境省は、他の品目でも業界ごとに自主基準ができれば国もそれを基準に準用することも検討したいとの発言をした。

民間のグリーン購入については、グリーン購入ネットワークが現在17の商品分野別にガイドラインを策定している。ここ1~2年で制定・改定したのが、「印刷・情報用紙」（2009年5月改定）、「衣服」（2008年3月改定）、「食品」（2009年3月制定）。紙については、古紙配合率偽装問題を受けて議論し、改定ガイドラインでは古紙配合率に触れず、「古紙パルプを多く使用すること」とした。バージンパルプについては、森林認証など、合法性の確認と持続可能性の確認を求めている。原料を調達する企業と最終製品を購入する消費者のいずれもが、このグリーン購入ガイドラインを活用している。

生物多様性を世の中に広めていくためには、企業と消費者の双方の努力と、国や民間によるグリーン購入のガイドライン作りなどの枠組み作りが重要である。

さらに生物多様性が広く一般に浸透するには、国が経済的インセンティブも含めた支援制度を打ち出すなど抜本的な対策も検討すべきであることも、円卓会議では指摘された。

4. 結論

世界的に危機的な状況を迎えている生物多様性の損失は、私たちの生活にとって大きな影響を与えるものである。この原因の最大のもは開発事業による生息地の減少・劣化である。開発事業が環境に与える影響は、優先順位順に回避、最小化、代償が行われるべきとされているのが世界的な動きである。

このため、日本では、開発事業が生物多様性へ与える影響は、保護価値の高い地域の開発を行わないことを前提として、回避、最小化し、その後に残る影響は代償すべきであること、また、戦略的環境アセスメントは、政策、計画段階からの意思決定過程の透明化を図る上で有効な手段であり、これを実施することによって、多様なステークホルダーの参加のもとに土地利用を考えることが重要であり、その法制化が極めて重要であろうという見解が出された。

しかし、開発途上国における生物多様性に対する影響の回避・最小化・代償については、途上国内のガバナンスの問題による生物多様性保全に関する政策と実施のギャップ、不十分な政策資源、資源の利用の制限及び評価の欠如などが指摘された。開発途上国がこのような課題を抱える中で日本に求められていることとして、森林開発や鉱山開発などの開発事業を行う際の現地のコミュニティに対する配慮、生物多様性保全の原則が実施されるよう働きかけ、支援を行うこと、グッドプラクティスの共有、大量生産、大量消費からの脱却を目指した社会モデルの構築などが挙げられた。

日本は世界から大量の資源を輸入しており、間接的に世界の生物多様性へ大きな影響を与えていることから、円卓会議は、このような日本の購入活動を通じた世界の生物多様性保全への貢献について議論した。

世界的には、企業や NGO が協力して木材やパーム油、水産物などについて持続可能な管理を行っているものを認証する仕組みを構築し、その認証製品が普及しつつある。これに対し、日本企業は、自主的に合法性や持続可能性に配慮した調達を開始している。また、日本政府も木材や木製品の調達において、合法性が確認されたものであることを求めている。これらは、開発途上国では、地域への配慮や政府のガバナンスの問題など、持続可能な管理を推進する上で問題があるためであり、企業は現地のサプライヤーが信頼できるかなどのチェックが必要となっている。サプライチェーンの最上流にある貧困国に対し、公正な対価を支払って経済的な自立を助けることも、生物多様性を守ることにつながる。

しかし、こうした企業の努力はまだ消費者に伝わっているとは言い難い。企業は認証マークなど生物多様性に配慮した環境ラベルを付ける商品を増やし、その意味を消費者にも

っと積極的に伝えることの重要性が、円卓会議では指摘された。消費者も商品の背景にある生物多様性保全の物語を知る努力が必要だ。また、国や民間によるグリーン購入のガイドライン作りなどの枠組み作りが重要である。さらに、今後新興国のエネルギーや資源への需要が高まっていくことが予想される中、人類の自然資源の消費量はすでに地球の環境容量を超えていることから、大量生産・消費に頼った経済から、低消費であっても豊かな社会モデルへの転換を日本が率先的に見せていくことも重要である。

しかし、残念ながら、日本における生物多様性に対する一般国民の認知度は極めて低い。市民・消費者の生物多様性保全に対する意識が根本的に変わっていくためには、その重要性について気づく契機が必要である。円卓会議では、2010年は国連生物多様性年であり、COP10が日本で開催されることから、今年をその契機として、日本国民の生物多様性への理解が深まるよう、企業、NGO、政府が協働して意識啓発活動を行い、さらに海外に向けては一層の国際貢献を図ることが認識された。